

県南広域振興局長告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和3年9月28日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 工区に含まれる地域の名称 1 工区 北上市立花6地割1番1、1番2、2番1、2番2、3番1、3番2、4番1の一部、4番4の一部、5番、6番、7番、8番1、19番1、19番7、19番8、20番、20番3、21番1、21番2、22番1、22番2、23番1、23番2、24番、25番1、25番2、26番1、26番2、27番、28番1、28番2、29番1、30番、31番、32番、33番、34番、35番、36番1、36番2、37番1、37番2、38番、39番、55番、56番1、56番2、57番1、57番2、58番、59番、60番、61番、62番、63番、64番、65番、66番1、66番2、67番、68番、69番、70番、71番1、72番1、73番1、74番1、75番1、76番1、77番及び78番並びにこれらの区域に介在する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 北上市芳町1番1号 北上市